

第十三回 参議院電気通信委員会會議録第二十二号

昭和二十七年五月二十二日(木曜日)午前十時四十三分開会

委員の異動

五月二十一日委員黒川武雄君辭任につき、その補欠として寺尾豊君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 恭一君
理事 尾崎 行輝君
山田 節男君

委員

大島 定吉君
寺尾 豊君
新谷寅三郎君
小笠原二三男君
稻垣平太郎君
水橋 藤作君

國務大臣

郵政大臣 佐藤 榮作君
電気通信大臣 佐藤 榮作君

政府委員

電波監理委員 岡咲 恕一君
電波監理局長 長谷 慎一君
電波監理副局長 野村 義男君
法規經濟部長 山岸 重孝君
電気通信大臣 山下知二郎君
電気通信省 横田 信夫君
電気通信省 田邊 正君
電気通信省 中尾 徹夫君
施設局長

電気通信省 花岡 薫君
際通信部長
事務局側
常任委員 後藤 隆吉君
常任委員 柏原 榮一君
常任委員 會專門員

説明員
電気通信 報 勉君
事務次官

本日の會議に付した事件
○日本電信電話公社法施行法案(内閣送付)

○電波法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(鈴木恭一君) 只今より委員會を開会いたします。

議事に入りまます前に昨日の委員長及び理事打合せの結果を御報告いたします。昨日の委員長及び理事打合せにおきまして、二十七日の公聴会の公述人といしまして學術経験者七名、かねてお話ししたておりましたが、一橋大学教授の古川榮一君、日本銀行政策委員會委員岸喜三雄君、元滿洲電信電話株式會社副總裁進藤誠一君、日本新聞協會編纂部長江尻進君、日綿業株式會社代表取締役石橋彌雄君、全国電気通信従業員組合中央執行委員長久保等君、國鉄労働組合企画統制部長横山利秋君を御依頼することにして、一般公募といましては八名ございました。反対が一名で、あとは大体賛成のようでございます。日本通信建設株式會社常務取締役、元華北電信電

話株式會社の理事をしておられました渡邊晋二君と、反対を表明されております東北大学電氣工學科実験室指導員の太田康君を決定いたしました。公述人の一人当りの發言時間は二十分以内にとりまして、二十七日に全部終了たいしております。なお昨日の打合せにおきまして、當委員會に付託されております法律案、その他についての審査の日程表を一応作成して見ましたが、この件につきましては、本日の議事が終りましてから各委員から御意見を承りたいと存してあります。

ではこれより本日の議事に入りまます。先ず本日は日本電信電話公社法施行法案(予備審査)及び電波法の一部を改正する法律案(予備審査)につきまして、政府から法律案の逐條説明をお願いしたいと思ひます。先ず日本電信電話公社法施行法案について御説明をお願いいたします。

○説明員(報勉君) 施行法案につきまして逐條御説明を申し上げます。大臣からの御説明におきまして大体的な大綱は御説明いたしてあるのでございませうが、結局公社法施行に伴ひまして整理すべき関係法律が非常に多いのでございませう。なお実施上の処置等につきまして規定いたしてあるのでございませうが、先ず第一條は、公社の経営委員會の委員の任命の問題でございませうが、施行前に法律公布後におきまして経営委員會の指名ができる規定でございませう。国会開会中に公社におきましては、七月一日から法律が施行になつて

おりますが、それ以前に国会の同意を意まして、内閣で任命することができるといふ規定でございませう。なお又委員の任期は四年といふことになつておりますが、全部が同時に交替することを避けるために、三名おられますので、二年、三年、四年といふふうに、当初は任期を規定するといふ規定でございませう。第二條の職員引継でございませうが、これは電気通信大臣が特に指名する者を除きまして、引継ぎ公社の職員となることを明定いたしてあるのでありまして、これには、従いまして特に指定する者といふのは、大体におきまして監督機關に残る職員について考へておる次第であります。が、その他の職員につきましては、引継ぎ公社の職員となる。なお恩給法、その他或いは退職手当に関する臨時措置の法律等が準用又は適用に相成ります関係もあつたことになつております。なお勤務の期間といふものは継続して計算されるという規定でございませう。第三條は権利義務の承継でございませうが、公社法施行の際、現に國が有する権利義務は、第三條に規定する業務に關して、別に定めておられます。いわゆるそれは大體他の法文等に規定してあるのでありますが、例えば公債、借入金、或いは一般會計の繰入金等が特に規定されておるものもございませう。又次の條項におきまして訴訟の受継といふものもございませうが、その他そういうものを除くのは公社が當

然これを承継するといふ規定でございませう。第四條におきまして訴訟を受継ぐわけでございませうが、臨時訴訟も行政訴訟につきましてもこれは公社がそのまま受継ぐといふ規定でございませう。第五條の不動産に關する登記の特例でございませうが、公社が政府から承継するところの不動産の数も非常に多いし、今後公社が取得するものと予定される動産も非常に多に上りますので、他の國鉄、專売等の例にならぬように「政令で特例を設けることができれば」簡略な手續によりまして登記の手續をいたすように規定してある次第であります。第六條から十八條までに關する主として財務會計に關する條文につきましては、横田政府委員から後ほど御説明を申し上げることにいたしたいと存じます。

そこで第十九條へ飛ぶわけでありますが、今回公社法乃至會社法を制定するに當りまして、現在の電気通信の基本法律といふものは電信法その他の法律がまだ改正されないうち残つておる次第であります。勿論電気通信省といつたしましてはこれらの根本的改正をすべく進めておられます。現在法制局の審議にかかつておる次第でございませうので、なおできますれば本國會において御審議をお願いしたいといふ予定にいたしてありますが、公社法、會社法の実施に當りましてそれらとの関連或いは時間的に場合によつて間に合はないといふような点も考慮いたしまして、一応現行の法律を、止むを得ない條項だけを改正するといふようなこと

によりまして、この両法案を設定いたしてあります。そこで十九條の電信線電話線建設條例の改正でございますが、これにつきましては電気通信省が、これにつきましては電気通信省を電信電話公社に譲渡する必要があるものもありません、又公社としまして若干制限して行かなければならぬというよう

な問題もありません。ここに改正をいたしましたしております。そこで主なものとして、従来電気通信省としましては、電信線電話線建設條例の第三條によりまして、これらの線路の建設又は公衆通信に障害がある他人のガス支管、水道、電燈線等を権利者に命じて移転させ又は障害になる植物、竹木等を切つたり移したりすることができるようになつておりますが、これらはそのまま公社に譲り出す特権を付与するのを改めまして、公社には単に植物、竹木の伐除、移植のみを認め、こういふことになつております。なお電気通信省が許可するといふような規定になつておりますものは当然公社に譲渡する場

合に、これを公社が承認するといふような必要を最小限度の改正をいたしてある次第であります。二十條の登録税法、二十一條の印紙税法の改正は、これは他の公社の例にならぬとして非課税の規定をいたしてある次第であります。二十二條の電信法の改正は、これは只今申しました建設條例に關連することでございますが、現在この電信法が電気通信の基本法になつております。そこで第一條、これは政府が「管掌」といふのを「管理」といふのに改めまして、次に「公衆通信」用「供」スル電信及電話ニ關スル業務ハ日本電信電話公社ヲシテ之ヲ行ハシム」といふ條文を新たに設けて、その他は特に必要な譲渡え

或いは若干の修正をいたして規定いたしてあるわけでございます。従いましめてこの改正された電信法によりまして公社の業務、電気通信の業務が行われる、こういう形に相成るわけであります。

次に二十三條、二十四條、二十五條等はやはり国鉄、専売等の例にならぬとして、或いは非課税の規定にするというような形をとつております。尤も二十五條は別に国の機関でなくなりませんので、これらの地方機関の規定を設ける必要がないので、削除いたしてあります。それから会計検査院の改正は当然公社に対して会計検査院が会計検査をするといふことに伴う必要な譲渡えと申します。そういうような形になつております。

それから郵便貯金法、郵便法、郵便為替法の改正、或いは電信電話料金の改正等は、或いは郵便貯金等におきまして総額に制限あるものは国と同じように制限の除外例を認める、或いは又譲渡えによりまして在来と同じように国の機関と同様なことに規定する必要を認めまして、譲渡えをいたしたような次第であります。それから電信電話料金の改正につきましても、これは大体譲渡えの規定でございます。それから訓練法の問題は、これは電気通信省でなくならないので、これを削除するといふ形になつておるのであります。それから特別会計法或いは国家公務員法については、これはやはり譲渡えでございます。三十三條の国家公務員のための施設宿舎に關する法律の改正は、これは公社になつた場合に必要ないのであります。これを削除する、こういう規定でございます。その

他非常に細かいいろいろな規定が三十四條、三十五條、三十六條等がございます。それから三十七條、これは特別に御説明申上げるまでもないかと存じます。三十八條も同様でございます。それから三十九條は在来の国の機関と同様な公共性を公社になつても持つておりますので、ポスターを掲示する等その他に對する制限の規定でございます。それから電波法の改正は国でなければ公衆通信のための無線局を開設できないといふ規定に對しまして、これを公社に譲渡えする、こういう形のものでございます。それから四十一條は先ほどちよつと触れました退職手当の臨時措置に關する法律の改正、それから四十二條、四十三條、四十四條以下大体非常に細かい規定でございます。四十七條、四十八條等、特に御説明申上げませんが、四十九條は土地取用法の改正でございます。日本電信電話公社が公衆通信の用に供する施設をする場合におきます土地等の使用ができるものでございます。それから五十條、五十一條いづれも大体公社によりまして譲渡えその他の例でございます。又これにつきましては特に御説明いたさないでもよろしかろうと存じます。なおお手許に新旧対照表と申しますか、改正の対照表を御覽に入れておるので、その内容は明らかなきことと存じます。

○政府委員(橋田信夫君) 日本電信電話公社法施行中の財務会計に關する経過措置の條文について御説明申上げます。財務会計に關する條文は、第六條から第十八條までが大体財務会計に關するものと稱してよからうと思いま

す。この六條に書いておりますのは、日本電信電話公社法の中に資本金は資産から負債を引いたものと、こう書いてあります。その負債といふものはどういふものであるかといふことを規定いたしましたのでございます。この負債は電気通信事業特別会計の借入資本の額から四億四百七十七万九千円を控除した残額並びにその時における電気通信事業特別会計の減価償却引当金及び物品価格調整引当金に相当する額これを資産から引くと、こういうことになるわけでございます。この借入資本の額から四億幾らというものを引くと申しますのは、実は現在の特別会計におきまして、これは昭和二十二年度か或いは二十三年度かちよつと忘れましたが、当時通信料金の、これは鉄道運賃も同様であります。料金の値上げを国家経済政策上一応見送ることになつたので、その代り政府からその赤字を繰入れるということになりまして、その代りその繰入金は無利子、無期限であるといふことで、繰入金があつたわけでありまして、その繰入金は三十四億が電信通信特別会計の繰入金として残つておるわけであります。その繰入金の中から四億にがしといふものを差引いたものをやはり借金として残して行く、この四億にがしと申しますのは、実は特別会計から一般会計に貸しているといふような、實質上貸しておるような金があるものであります。それを差引いたのであります。一部は対外通信の料金におきまして外国為替委員会のほうから頂くべき金があるわけであります。それ

と警察通信の料金を未収のまま、どうしても一般会計で払えなくてそのまま残つておるものがある、これを差引きまして、それを借金とその等価において棒引にいたしました、こういうことでございます。そのほか減価償却引当金と物品価格調整引当金、これは引当金勘定でありますので、この資産から引く場合に、これは当然引くのだというので、これを引くことになつた、こういうことでございます。

次に「財産の引継ぎ」の條文が第七條であります。これは公社が成立すると共に資産並びに負債を引継ぐ、こういうことを規定いたしましたわけでありまして、公債、借入金、繰入金といふものについては次のほうに詳細が書いてありますが、要するに積極財産、消極財産を引継ぐ、こういうことでございます。

第八條に書いてありますのは「公債及び借入金等の処理」であります。第七條で資産も負債も引継ぐことになつておるわけでありまして、公債、借入金については、実は政府の公債、借入金は大蔵省で一回整理する。いわゆる償還期限の問題、利子の問題、借り替への問題といふようなところにおきまして、これは大蔵省當局において一回整理するといふことが必要でありますので、これは公債、借入金をそのまま公社に引継ぐことになつたことには不便がありますが、一応公債、借入金といふものは一般会計にそのまま残しておきまして、それと同額の金を今度は公社が一般会計から借り、利子は公社から一般会計に支払う、政府に支払う。こういうことになつたので、實質上はそれだけの債務を公社が

件につきましては、電波監理委員会規則で規定することとしたしております。

次に第六十三條でございますが、総トン数六百トン未満五百トン以上の貨物船であつて国際航海に従事するもの船舶無線通信局のうち、交通通信業務を取扱わないものを第三種局甲とし、第三種局甲と義務船舶局であつて船舶安全法第四條第二項の規定により無線電話を以て無線電信に代えたものは、その船舶の航行中は一日四時間運用義務あるものとし、この時間の時間割は電波監理委員会規則でもつて定めらるることとしております。

次に第六十五條でございます。五百キロ・サイクルの周波数の指定を受けている第一種局及び第二種局は常時、五百キロ・サイクルの周波数の指定を受けている海岸局及び船舶無線電信局は、その運用義務時間中、五百キロ・サイクルの周波数で聴守しなければならぬものとし、この聴守は第二種局甲は一日十六時間、第二種局乙にあつては一日八時間以外の時間は型式検定に合格した緊急自動受信機によつて行うことができるものとする改正でございます。又運用義務時間中の第一沈黙時間を除くほか、現に通信を行なつてゐる場合は、聴守を中絶してもよいが、その場合は緊急自動受信機を備えているときは、それを動作させておかなければならぬものとするものでございます。

次に第九十九條の十一でございますが、電波監理委員会規則を制定するに際し、聴聞を行わなければならない事項に、海上人命安全條約関係の改正で追加されるものを加える改正でございます。

次に附則の1でございます。これはこの改正法律の施行期日は、公布の日から施行されるものと、海上人命安全條約関係の改正規定の施行期日、昭和二十七年十一月十九日から施行されるものとに分けておきます。附則を附則に規定いたしております。附則の2は、今回の改正で削除されました聴守員級無線通信士につきまして、その免許の有効期間内は、なお従事できるものとしたのでございます。

次に附則の2は、今回の改正で削除されました聴守員級無線通信士につきまして、その免許の有効期間内は、なお従事できるものとしたのでございます。

次に附則の2は、今回の改正で削除されました聴守員級無線通信士につきまして、その免許の有効期間内は、なお従事できるものとしたのでございます。

次に附則の2は、今回の改正で削除されました聴守員級無線通信士につきまして、その免許の有効期間内は、なお従事できるものとしたのでございます。

これは第五條でございます。無線局の免許の欠格事由につきまして現行の電波法又は放送法に違反して処罰を受けた者、又は無線局の免許の取消を受けた者、絶対に欠格であるように規定されておりますが、これを改めまして、相対的な欠格事由としたものでございます。その理由は、複数の無線局の免許を持つ者が免許の申請をする場合、又は後にこの條項に該当するに至つた場合には、全部の免許が取消されることになることを防止しようとする改正でございます。次に第百三條の二でございます。平和條約の発効に伴い、我が国は独立の主権国として国際社会に復帰することになりますので、外国の船舶又は航空機に開設した無線局を、日本の無線局並みに取扱うように改正するものでございます。簡単にございませぬが、以上を以て要項の説明を終りたいと存じます。

○委員長(鈴木恭一君) 以上で本委員会に付託されました法律案に対する逐條説明は終つたのであります。この際、総括質問をいたしましたし、如何でございますでしょうか。

○小笠原三男君 その前に私大変羨望非才を暴露するようなものでございませぬが、今の電波法の一部改正に関する法律案の説明を聞いても何もわからぬ、どこを何を説明したのか全然わからない、私も氣を付けてこの法案を見ておりましたが、次は何條、次は何條というものが、全然わからぬので、何か新旧対照表たり何たりで内容を讀んで、内容に於いて列挙されて、原稿を讀んで、そつちはそつちで説明され、こつちはこつちで探して歩いて廻るというのでは一向に頭に入らぬのですが、私はどうも皆さんはもうすつかりわかつたかも知れませんが、私はわからぬのですが、何とかわかるように説明して頂ける方法はないのですかね、委員長はもう御了解になつておりますか。

○委員長(鈴木恭一君) お答えいたします。一応ですね、この法案の逐條説明はされてはありますが、要するに今度の航空法……海上人命救護法ですか、安全條約に伴つて改正しなければならぬものと、特別に改正される一、二の点、これが骨子になつてこの法案が改正されるものと了解はできるのであります。恐らく小笠原委員といつたしましては、従来電波法のことについては御知識がないと一応失礼ですが考えられる。

○小笠原三男君 いやその通り。

○委員長(鈴木恭一君) そこでこれは資料ということになるかも知れませんが、各條と申しますか、この改正法の逐條に対してその根本となるべき法律との關係を説明の書類にして御提出願

○政府委員(岡咲忠一君) 只今新谷委員から御要求のありました書類は、早速整備いたしましたし、御参考にお届け申上げたいと思つております。

○委員長(鈴木恭一君) なお小笠原委員から言われました点について何か御意見ございませぬか。

げたのは、その事項別に申上げたので、條文が飛び飛びであつてフオローするのにも多少御困難を感じる、こういうふうにも思われますので、先ほどの例に倣ひまして逐條に簡單に申上げて見たいと思ひます。

逐條のなかで問題は見出のところはとにかくとしまして、三の「航空法第二百二十七條但書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機の無線局」、こういう字が入つておりますが、現在この日本国内で外国の無線局というものは使えない建前になつております。ところで航空法第二百二十七條では外国航空機が或る程度日本国内で航空の許可を受ければ使える場合があるということを書いてあります。が、そういう場合には、外国の航空機も国内を飛んでもいい。丁度船舶安全法で外国船舶が沿岸航海をする場合においては、外国船であつても船舶は航行の用に供してもよければ、その上に乗つておる無線局を使つてもいい、こういうことになつておりますので、それを改正するわけでありませう。その次の三のところでは、左の各号の一に該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。第五條の改正でございませうが、これは現在ではこの一、二に書いてありますような犯罪を犯した者とか、取消処分を受けた者とかいう者はすべて免許を受ける資格がない、こういうことになつてゐるのであります。が、これはややその実績に見ましますと、いふ行き過ぎでありまして、例えば一つの会社で二十なり三十なりの無線局を持つておる、その中の一つのものがたま／＼この違反事項を犯したために、法律の上では全面的にその者が

免許を取消しなければならぬ、こういうことになるのでは、やや行政の行き過ぎのように考えられますので、そういう場合には情状その他を見て「免許を与えないことができる。」というふうな改正しようとするものであります。それから第六條の第三項と云うのは、これは現在この船舶無線電信局、船舶無線電話局とありますが、そのほかにレーダーとか、その他航行援助用の局もありますので、船舶無線電信局、船舶無線電話局という定義だけでは狭い方が困るので、広く船舶局、こういうものに変えるつもりであります。第六條は、これは航空機関係の規定でありまして、航空機について無線局の免許を受ける場合において、何と何を申請書に書かなければならないか、これは航空法と体裁を合せまして、そういうような改正をするつもりでございませう。その次の第十三條第二項と云うのは、現在漁業につきまして、占領下時代にマツカーサー・ラインというものがあつた。このマツカーサー・ラインを越えた場合においては、正午時通報といつて無線通信を以て漁船が水産庁その他に船舶の位置を通報しなければならぬ、こういう政令が出たおつたのであります。が、これは先頃の関連法令におきましてその政令を廃止しましたので、その政令の文句を消すというところでございませう。もう一つは、それにつきまして航空機の無線局といふものが出て参りますので、航空機の無線局をその中に入れる、これはいづれも船舶局の免許の有効期間のこと、或いは航空局の免許の有効期間のこと、元來船舶局なり或いは

無線局の免許というのには一定の期間を以て、つまり五年、三年というような期間を以て許してゐるのであります。が、このような法律或いは従来の政令のようなもので無線局の設備を強制してゐるものについて免許の有効期間をつけるのはどうかというふうなことで、免許の有効期間を外しておるわけでありませうが、そういうものをこの際外すというところで、實際的な変りには航空機の無線局の有効期間を定めなさい、こういうことになつた改正でございませう。

それからその次の第二十七條といふのは、船舶その他を外国で取得した場合におきまして、日本へ回航する場合においては、電波監理委員会から直接に免許するわけに行きませんので、簡易な形で免許をするということになつておりますが、航空機についても同じようなことが言えるので、回航中は簡易な形で免許をして、目的地に来てから正当な免許をする、こういうふうなやり方になるのであります。が、そういうことについては航空機を加える、こういうことでもあります。

それから第三十三條は船舶安全法に基きまして船内の無線電信局が船のブリッジその他の間において適当な通信連絡の機関を持たなければならぬ。船長の命令を伝える、或いは航行の安全に對する資料を伝えるために命令系統がなければならぬ。これは現在でもあつたのであります。が、今度安全條約によつて、それは音声その他を同時に受け、且つ送るような設備、英語のほうでツイー・エー・システムと申してあります。が、このツイー・エー・システムを持たなければならぬ。こういうことになりましたので、この改正を加えるわけでありませう。それからその次の三十三條の二と云うのは、これは安全條約關係でありまして、船舶の無線電信の位置は外部的な雑音を受けられないような所に置いてもらひたい。できるだけ安全な位置に置いて置かないように、或いは損傷を受けたりして、必要な場合に使えないことがあつては困るので、そういうような位置をどこに置くかというのをきめたものであります。安全條約に基いた改正でございませう。それからその次の第二項は、或るトン数、千六百トン以下五百トン以上の貨物船は無線電信に代えて無線電話を付けていいということになつておるのであります。が、その位置は成るべく高い所に置いてもらひたい、こういうことでもあります。

それからその次は三十四條でございませう。これは船舶の主送機の有効通信距離といふものをきめてあります。ですが、このような有効通信距離その他は非常に技術的なことでもあります。が、殊に先ほど新谷委員等も御発言があつたのであります。安全條約の中ではつきり数もきめられておるし、技術的なものが多いというこの關係だけを出して、内容は郵政省令に譲らうという考え方でございませう。これは一つには航空機の關係で、航空機の關係は船のことと單純ではないので、航路によつて、飛行機によつていろいろ通達距離その他各種のきめ方をしなければならぬ。非常な技術的なものになりますので、航空機についてもこういうふうな規定を省令できめよう、こういうふうな立て方に変えたわけでありませう。

地から、その他通信の法律上の見地から一般のものを付けられても困るわけでありませう。この運用につきましても、あらかじめ電波監理委員会の検定を受ける、こういうことに委ねるわけでありませう。

その次三十九條以下暫らくは無線通信の従事者のごとであります。三十九條の中で無線局の設備を運用するためには、一定の資格を持つた従事者でなければならぬ。けれども何か航海の途中で適當な従事者の得られない突発事情が起つた場合においては、資格のない者を使うこともこれ又止むを得ないということになつております。その、今は船舶だけがそうなつておるのであります。航空機を入れるについでそういうことに改める、こういうこととあります。それから四十條以下の航空従事者の無線通信士の規定は非常に細かいのであります。概略だけ申上げますが、第一級通信士はこれもはつきりこの航空の通信が、或いは設備の操作ができるということを入れます。その他航空用の無線局の運用ができるということを書いたわけでありませう。それから主として改正は、新しく航空無線通信士というこれは特殊なカテゴリーでありまして、従来の第三級の無線通信士と、電話或いは船舶、漁船等を主としたものでは十分ではないので、新たに航空無線通信士というものを設けることとしたいたしました。それから現在聴守義務というのがあります。船舶で専ら海上安全の見地から或る特定の時間ウオッチをする場合において、一級、二級、三級というふうな十分な資格を持つた者でなく、そういう遭難信号だけをウオッチ

するたための者を主として他の乗組員がやつておるのであります。そのウオッチャー、聴守員という制度がありました。今度の安全條約の結果そういうものがなくなりまして、これを削る。併しこれは今有効期間の免状を持つておられますので、免状期間だけはそういうふうな作業をしてもよろしい、こういうことに改めるわけでありませう。以上申上げましたのは、四十條の表、四十條というところは全部その関係であります。

それから五十條はこれは船舶その他で通信局或いは無線電信局の長として仕事に従事されることを書いておられます。今度航空機の関係を書きますので、航空機の長として乗り込むための資格を置いてあるわけでありませう。その中で一定の時間をそこに書いてあります。五十時間以上の通信業務を持つた者でなければならぬ、五十時間というのは大体日米間の航空往復時間を標準としたのであります。そういう航空経験を持つておられなければならぬというように改めさせていただきます。五十二條の改正は、無線局の目的外の使用禁止ということを書いておられます。無線局は免許状に従つて運用しなければならぬが、或る特定の都合即ち遭難通信とか緊急通信、安全通信とかいうような特殊な通信については、その場合において免許状の範囲を超えて運用することも止むを得ないということになつております。それについて、航空機についても同様なことが言えるので、航空機を入れる、こういうこととさせていただきます。その次は六十三條であります。今度海上安全條約の結果、千

六百未満五百トン以上の旅客船が無線局を付けなければならぬことになつております。そういうものについては一定の時間を運用しなければならぬ、こういうふうにするために六十條の下に第三種局甲というものを加えたわけでございます。それらの六十條の二項で、或いは十六時間が八時間、第三種局については四時間、こういうふうな時間を運用する。時間割は如何なる時間にするか、合計は四時間であるが、如何なる時間を取るかというところは、委員会規則或いは郵政省令で定める、こういうふうなことにしております。その次は六十五條でございます。これは現在遭難通信その他のために第一種局で緊急通信、遭難通信がよく行われる所は五百キロ・サイクルで常時間いやらなければならぬ。第二種は或る一定の時間間隔を設ければならぬことになつております。今度安全條約の改正によりまして、第一種、第二種に當るような局は常時五百キロ・サイクルで聞いておられなければならぬ、こういうことになりました。それに基づいて改正を加えるわけでありませう。ただ新たに従来三千トン以下の旅客船或いは五千五百トン未満の貨物船については常時ウオッチの義務がなくなつたのであります。今度新たにこれも安全條約の結果常時ウオッチを課される、こういうことになりました。それに基づいて現在では或る程度ウオッチャーその他等で行えるようになっておるのであります。今度も或る程度は緊急自動受信機を使つてウオッチをしてよいというふうな改正をしようというふうな点が狙いであります。

それから次の第六十三條は三項、四項というふうな、及び第六十五條二、三、四、六項というふうな各種書いてございませう。今申上げましたような新しい義務を生じた船舶のカテゴリーに依つて五百キロ・サイクルの聴守時間を種々或いはその時間割を定め、場合によつては緊急自動受信機をどうこうするということを書いてあるのでございます。

第七十六條に一項を加えてございませう。先ほど申上げました第五條第三項の関係で免許を受けたものが持つて居る局の他の無線局の免許も取消することができるといふような地位を書いたものであります。八十三條第一項というのは、八十三條は聴聞の規定でありませう。電波監理委員会がいろいろ規則を作るためには聴聞を経なければならぬということになつております。今度新しく航空機に対していろいろ規則を作るということになつておりますので、それについて聴聞を経なければならぬ、こういうことになつております。その次の九十九條の十一というものは、これは現在電波法にはないのであります。これは船舶関係の規則を作るための聴聞関係の規定でございます。これは行政機構の改正の結果、郵政省設置法ですか、これの一部改正の法律の中で電波法を改正して、電波法の聴聞に関する規定を改正して、聴聞の機関の形を審議會等に委ねるわけでございます。それは七月一日から九十九條という形に直る電波法の中に一章長い章が入りまして、九十九條の十一というのがあります。その中に電波法関係の規則で聴聞を経なければならぬ規則が列挙してございませう。これはこの法律ができる七月一日には九十九條の十一というものになりますので、こういう規定が必要なのであります。ということ。この船舶関係のやつは本年の十一月十九日、即ち海上事務安全保障條約というものが現在政府側で国会の御承認を経て閣議の手続を進めておりますが、その効力が発生するのが本年の十一月十九日である。で、この電波法改

は、是非ともこの行政機構の改革は実施したい、かように考えておられるのであります。この郵政省設置法案自身が成立いたしますと、当然この法律におきましても、在来電波監理委員長というところ、或いは電波監理委員会という点が郵政大臣と実は交つて参るわけでございます。それらのことを予測いたしまして、法案としての一貫的な関連的整備をするという気持ちで先ほどからお話を申上げておられるものだと思います。そこで基本的になりまものは、郵政省設置法の法案が如何なる御審議を賜りますか、そのほうが決定をいたして参りますれば、この法律もそれに関連する條項の整理が必要になつて参るだらうと思ひます。ただ今の審議の過程におきまして、その通過を予定したと申すと、それは非常に言い過ぎでありますし、只今折角御審議を頂いておるものでありますから、そこで電波監理委員会といたしましては、その意味を考えて、そのいづれにつきましても十分の説明ができるようにということである、御審議を頂いておるのだと思ひます。もと／＼法案といたしましては、郵政省設置法として必要な箇所だけを關係法令の整理をするようにいたしますれば、それで済むわけでございます。恐らくその点は立入つた今審議を頂いておる各種法案についての関連性のある点についての説明をされたのではないかと、かように解釈をいたしておる次第であります。只今の状況の下におきましては、郵政大臣自身といたしましては、この電波監理行政自身を担当しておるものではないのでございます。

委員会のほうでは電波法の一部改正は監理委員会として起案し、そして閣議の御承認を得て、そして当然の責任者として内閣の提案するものに対して協力して行くのだと、こういう御説明があつた。そしてこの現行法の中の電波監理委員会の規則というものを、郵政省令と読み替へるといふことはどこにもなくて、それはそのまま残つておるのです。然るにかかわらず今度改正しようという法案の三十四條、三十五條の二、三十六條はですね、削除になつた部分は委任命令ですか、郵政省令によつて定めなければならぬとある。これはあなたご自身が当然の考え方で定めるとして、そしてあと設置法ができた場合に、なぜ一貫したこの整理のほうで全部直して行くということとをしないで、直接この部分だけがこゝなつたのか。これは電波監理委員会規則というものでできないので、現行法上郵政省令でやらなくちゃならぬといふならば、その理由を明示して頂かないと、どうもあなたたちの政府委員としての資格について私は疑義が起る。

○政府委員(岡咲一君) 小笠原さんのお尋ねが非常にはつきりいたしましたのであります。今お尋ねになりました條項につきましては、附則にございませう。昭和二十七年十一月十九日から施行するということに附則で定められておるわけでございます。今郵政大臣から御説明ございましたように、政府は郵政省の設置法を提案いたしました。電波監理委員会を廃止し、電波監理行政は郵政大臣の所管とする

ということになつておりますので、只今御指摘になりました各條文は、昭和二十七年十一月十九日から施行されるということになりますと、その時期におきましては、若し政府の提案いたしました郵政省設置法が成立施行されまするならば、その施行の予定は七月一日でございますが、すでに電波監理委員会というものが廃止されておるわけでございますから、その部分は施行の關係上郵政省令、かようになつておるわけでございます。

○小笠原二三男君 どういうところでその郵政省に電波監理委員会が行くということがござつたのですか。国会の審議も経ないで、そんなばかことがあります。予想されるものによつて法案を出して、それを前提にして、通過もしていない法案によつて我々に審査せよとは何ですか。

○政府委員(岡咲一君) 一応法規の一貫性と申しますか、統一された体系といふことを考えますと、勿論国会の御審議、御可決によりまして法律は成立いたすわけでございますが、一応法案を作りまして、その法案が可決されるならば、かく／＼なるであろうといふことを想定いたしました。その法案に適應するように他の關係法案を整理するといふことは、私はこれは立案の責任者としては当然ではないかと考えるわけでございます。従いまして若し国会におかれまして、政府の提案を或いは修正せられる、或いは否決せられるならば、当然私どもの予想いたしましたおきまして、この仮定的な規定も当然その際に改正になる。かようにしなければならぬであろうと考えているわけでございます。

○小笠原二三男君 それは逆じゃないですか。あなたの今の答弁なら、それは政府委員としては満点です。併し電波監理委員会の委員の一人としては、そういう発言はあり得べきはずはない。而も單行法で設置法がきまれば、それに關連して法案が全部整理されるように提案になつて出るのであるのです。然らばあなたがそういう想定の下に立つたといふことであるならば、あなた自身の出す電波法の一部改正の中で、現行法にある電波監理委員会規則を以て云々といふところを全部郵政省令といふふうになせ出して来なかつたか。その部分が出さないと、今回のものばかりを郵政省令とし、現行法通りのものは一応整理の法案のほうに委ねておく、こゝにいふ不統一なことが、あなたが統一した法案の一貫性といふことを言いますけれども、不統一なことがなせ行われるか。而も国会の審議権に待つてものがきまるのに、それを待たずして、予想の下に、想定の下にこゝに改正原案を出すといふことは国会の審議権を何と考へているか。こゝに法案は厳密に言つたならば我々国会の立場において審査できない。なぜ電波監理委員会規則として現行法がある建前で、現行の機關がある建前を出して来て、そして一切を關係整理の法案のほうに委ねなかつたのか、その点において私はあなた政府委員としてそうなるであらうといふことに協力した立場は立つたのである。國務大臣を補佐したことでございまして、政府委員の定義に當嵌るけれども、電波監理委員会として總理府の外局として、又やかましい資格任用の規定を持つ獨立機關である

電波監理委員会の委員としては、私はそういうやり方は解せない。だからつき聞いたのですが、あなたは或いは電波監理委員会の起案者である。電波監理委員会が郵政省の中に吸収、解消せられるといふことに賛成であるのかどうかといふことを聞いたのは、ここにあるのです。簡單でよろこびますから、賛成か反対か意思を表明して頂きたい。

○政府委員(岡咲一君) 小笠原委員、ちよつと誤解をなすつていらつしやる点があるのではないかと思ひますので、一応御説明申し上げますが、先ほど御指摘になりました今年の十一月何日でございますか、から施行されまふ分につきましては、十一月当時は政府の決定によりまして、電波監理委員会は廃止されて郵政省になつておる規定につきましては、郵政省令といふように改正法律案に規定いたしております。そのほかにつきましましては、小笠原委員御指摘のように、全部電波監理委員会において委員会規則といふふうにはしては、この電波法の一部改正法律案は、公布の日から施行されるので、恐らく六月中に公布されるであらうといふ私どもは予想を持っておりますので、電波監理委員会規則といふふうにするにございませう。ただ電波監理委員会が廃止された後、この廃止は政府が決定いたしましたし、政府は最終的には閣議において決定されまして、国会に提出されました關係上、政府の行政機構改革の線ともマッチしなければなりません關係上、その分につきましては、私

どもやはり独立はいたしてありまして
も政府の一機関であります以上、その
政府の政策に適應するようにこの法案
を起草いたしますのが当然と考えま
して、その部分につきましては、郵政
省令と限らないわけでございまして、

ほかの部分については、すべて電波監
理委員会規則と現行法通りしているわ
けでございます。それから私どもが電
波監理委員会の廃止について如何よう
な考え方をしているかというお尋ねで
ございまして、私どもはいたしまし

ては、過去の電波行政の実績から考
え、又将来を考慮して、電波監理の
行政は行政委員会の制度によること
が適当である、かように考えている次第
でございます。従いまして内閣から機
構改革について意見を求められました
際は、只今申し上げましたように、電
波監理委員会は存置すべきであるとい
う意見を内閣のほうにはお答え申し上げ
ておいたわけでございまして、ところが内
閣におきましてはいろいろ御検討の結
果、行政機構の改革の一環として委員
会を廃止することは必要である、かよ
うにお考えになりました、さように御
決定をなさったわけでございまして、

この御決定に対して私どもは如何とも
しがたいわけでございまして、一応そ
の線に沿って関係法令の研究整理をい
たしているわけでございまして、

○小笠原三三男君 そうですね、
と、電波監理委員会という一つの機関
としてはそういう態度がございましてお
られる、そして政府委員となられた場合
には郵政省令とすることが妥当である
という主張と説明をなされる、これは
矛盾はございせんか。あなた個人と
して、委員として、あれは多分合議制

なんでしようが、機関の決定してある
もので、代表して政府委員として出ら
れるあなたとして矛盾はないですか。
○政府委員(岡咲一君) 電波法の一
部を改正する法律案は、私ども委員の
間において検討いたしまして、委員会
においてこれを可決決定いたしましたわ
けでございます。私はこの法案を可決
決定いたしますこと、電波監理委員
会の委員として職責を全うする間に
豪も矛盾はないと考えております。

○小笠原三三男君 郵政省令になる
ということ、これは閣議の決定に基
く内閣の政策決定だ、だからそれには従
わなければならぬ、そして従つた立場
で政府委員である、そのことと電波
監理委員会の委員としての主張とは何
ら矛盾しないということ、私にはわか
らないのです。
○政府委員(岡咲一君) 郵政省令に
従うというわけではございせん、こ
の法律を……

○小笠原三三男君 いや、郵政省
令に従うことではない、そういうもの
を主張する立場に立つ……
○政府委員(岡咲一君) 法律案を起
案いたしまする際に、七月一日以降電
波監理委員会が廃止されるというの
一応郵政省設置法の建前でございます
。そういたしますと、その設置法
の法律案と矛盾するような電波法の
一部を改正する法律案は、これは内閣
としては御決定になるわけには参らな
いと思ひます。従いまして私どもは
思ひます、やはり内閣の御決定に副
うように電波法の一部を改正する法律
案を検討して起案することが、これは
もう委員会としては当然であると考え
ております。従いまして十一月以降施

行される部分につきまして、本来なら
ば電波監理委員会規則を以て定めると
いうその部分につきましては、郵政省
令を以て定めるといふふうに規定いた
すことは私はいささかも矛盾はないよ
うに考えるわけでございまして、

○小笠原三三男君 然らば、ちよつと
同僚委員には時間をとつて申訳ないで
すが、電波監理委員会が受持つてお
る聴聞会等という審判的な仕事ですね。
これが全部郵政省へ入つて諮問的な審
議会になる、こういうことも予想せら
れておるのですか。このことは電波法
の中に入つて来るわけなんです、電波
法の中に……。そうしたらその電波法
の中に入つて来ることも単行法として
國務大臣が提案しないで、今回電波法
の中にそれを入れてあなた説明なき
となつて説明しますか、賛成します
か、そんなです問題……、そうい
う点が矛盾しないかというのです。

○政府委員(岡咲一君) 先ほど申し
ましたように、私ども委員会といたし
ましては電波監理行政は現行のよう
な委員会で行つて行くことが正しいで
あらう、かように考えておるわけでござ
いまして、内閣におかれましては、委
員会は廃止して郵政省の中に入れて
おられるというふうな御決定になつたわ
けでございます。さような御決定に
対して私どもはたまたま独立委員会
に参りませんので、さような御決定に
は参りません、少くとも電波監理行政
の本質を成るべく全うし得るような機
構を考へて頂くことが適當であると考
へまして、郵政大臣の下に電波監理審
議会という諮問機関を以て行うとい
うことを私ども一応お願いいたしましたも

のでございまして。そうしてその諮問機
関が一般的に大臣の諮問機関といたし
ましていろいろ決議をする、その決議
を大臣が尊重せられて行政処分をせら
れる。ところが郵政大臣の行政処分に
対して異議の申立があつた場合、成る
べく諮問機関を一審的なものにしたほ
うが適當である、現在の電波監理委員
会でもさうになつておりますから、
そのこともお願い申し上げます、幸
い内閣の御承を得て、その審議会が実
質上一審的な機能を持つた諮問機関に
なつたわけであります。さような郵政
省の設置法ができたわけですが、それ
は私ども過去の経験によりまして、
内閣に御協力するという意味において
いろいろ意見を申し上げたわけであり
まして、郵政省の設置法につきましては
郵政大臣が責任を以て御説明にも当ら
れますと思ひます。私どもはその間に
おきましては、別に郵政大臣の補佐機
関として政府委員になつておるわけ
はございせん、その点について説
明の責任があるかというお尋ねがあり
ますと、場合によりましては、過去の
経験により私どもが補足的な意見を申
上げて御参考にするということもあり
得るかと思ひますが、その行政機構の
改革自体につきましては、これは内閣
で御決定になつたわけでございまし
て、私ども電波監理委員会の委員が責
任を以てその説明をするというよう
なことは私どもどうかと考えておる次第
であります。

○小笠原三三男君 先ほどあなたは電
波法は電波監理委員会の所管であるか
ら各種起案をして提案した。ところが
内閣のほうには設置法に伴つて関係法令
の整理をしなければならぬ、こういう

ことになつて一旦単行法で別に電波法
の一部を改正して、そこに挿入して
おる部分が電波監理審議会の條項なん
です。それをこの法案の中に仮に内閣
において一本建の法案改正で出そうと
いうことで、電波監理委員会の出され
たものの中に政府の決定になつた挿入
事項を入れて、一本で電波法の一部改
正という形で出してきた場合には、あ
なたの立場は我々国会から言へば、電
波監理委員会の意見はどうかというこ
とで参考人というふうな立場でこの機
構改革の問題については意見を徴され
るかも知れせん。そういう立場だ
と思ふ。その立場がたがさういう形
で法案が提出された場合に、私はこの
部分は説明の責任は持ちません、協力
できません。これは大臣のほうで御説
明願ひます。私のほうは技術的法改
正の部分だけ担当します。こういうこ
とになるのですか。

○政府委員(岡咲一君) 電波監理委
員会の所掌業務が郵政省設置法によ
りまして郵政省の権限の中に入るとい
うことになりまして、今小笠原委員の
お話のように、私ども委員はこの関係
につきましても純粹的な第三者的な立場
に立ち得るものであるかどうかとい
うことにつきましては、私個人は多少疑
問を持つておるわけであります。少
くとも所掌の業務は郵政省の中に入る
わけです。その所掌の業務の意見と申し
ますか、省の運営については私は非常
に不満を持つものがあつたら必ず最後
まで反対をし、或いは反対の措置をと
るのが誠実な行き方と思ひます。私ども
は一応過去におきましては電波監理委
員会の存置ということについて強く主
張いたしましたけれども、内閣におい

昭和二十七年五月三十一日印刷

昭和二十七年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷庁